

秋田市告示第104号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
社会福祉法人翼友会
  - (2) 施設等の名称  
ナーサリー土崎
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市土崎港中央六丁目10番6号
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和6年3月31日